

静岡県原子力発電所環境安全協議会 会議録

<令和6年度第3回幹事会>

1 開催日・場所等

日 時	令和6年12月18日（水）13：30～14：15
場 所	静岡県庁 別館5階 東会議室
出席者	幹事 14名 中部電力 3名 事務局 5名 計22名
議 事	○議事事項 (1) 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第203号 (2) 静岡原子力だより203号（案） ○報告 (1) 浜岡原子力発電所の現況等
配布資料	○議事資料 資料1 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第203号 資料2 静岡原子力だより203号（案） ○報告資料 報告資料 浜岡原子力発電所の現況等

2 議事事項

(1) 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第203号

事務局から、令和6年度第3回環境放射能測定技術会（11月18日開催）で検討・承認された「浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果第203号」について、資料1により説明し、確認された。

《質疑応答：なし》

(2) 静岡原子力だより203号（案）

事務局から「静岡原子力だより203号（案）」を資料2により説明し、承認された。

《質疑応答：なし》

3 報告事項

(1) 浜岡原子力発電所の現況等

中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所の現況等について、報告資料により報告された。

<質疑応答>

事務局：原子力規制委員会によるH断層系の現地調査が行われたことについて、1日目の様子を報告いただいたが、2日目は具体的にどのようなことがされたか。

また、前回の第2回幹事会（10月23日開催）にて、基準津波が25.2mの高さで決まったと説明いただいたが、その後に、それを踏まえて防波壁を28mにかさ上げすることやプラント審査へ移行されることについては、本協議会幹事へはまだ説明されていないので、報告いただけるとありがたい。

中部電力：2日間の現地調査では、原子力規制委員会から中部電力の調査の中身がおかしい、といった指摘はなかった。佐倉調査地点の断層の露頭を実際に手で触って確認いただいたり、データを熱心に詳しく御覧いただいた。今後の審査会合で、H断層系の性状・特徴をわかりやすくちゃんと資料にまとめてくるようにと御示唆いただいたが、特段データが足りない、といった話はなかった。今後の審査会合で、中部電力がデータを資料化して説明する中で、この先の議論が出てくると思っている。

25.2mの基準津波が規制委員会で決まった。規制の要求は、その津波を発電所敷地内に浸入させてはいけないとするドライサイト要求であり、対応を取らなければならない。中部電力はそれに対処するため、自然現象を加味して28mの防波壁（現状22m）で対処すると説明した。既存の防波壁にたて壁や控え壁を追設して補強し、地震と津波に耐える構造物とする方針を示した。今後、規制委員会の基準に耐えるかプラント審査を受けていく。

幹事：防潮堤について、仮に内水が反乱した場合、敷地内がプール状態になることは考えられないのか。

中部電力：発電所敷地内に、蒸気タービン冷却用の海水が入った取水槽が、海岸沖合600mのところに、地下トンネルを通して取水槽へ海水を持って行くための取水塔がある。津波が寄してきた時は、取水塔・取水槽の水位が上がる。取水槽の水位が上がった時に、ドライサイトが守られなければいけないので、ここから漏らさないよう取水槽の周りに溢水防止壁という取水槽を取り囲む塀を作っている。取水槽からの溢水を防止する対策も、対津波設計の中でやらなければならない。取水槽での水位上昇レベルも、基準津波の一つのパラメーターとなっているので、これに対してどのような対策をするかも今後審査で見ていただくことになる。

また、防波壁を超えるような津波が万が一に来た時にどうなるかというと、基準津波を超えるようなものに対して防波壁で防護するということは要求されていないが、もし敷地内に入ってきてしまった場合は、取水槽から海水を海へ戻さなければならないので、取水槽の壁に設けるフラップゲートから取水塔の方へ海水が戻っていくという流路も確保することで対策を考えていきたい。

以上